

計画策定企画書

		企画書提出日	令和4年1月7日	
計画名	青森市立地適正化計画	計画期間 部・課	令和6年度～令和26年度 都市整備部 都市政策課	
上位目的	第5章-第1節-第2項 災害防止対策の推進 第2節-第1項 効率的で計画的な土地利用の推進			
計画区分	<input type="checkbox"/> I-1 <input checked="" type="checkbox"/> I-2 <input type="checkbox"/> I-3			
策定理由	<p>国においては、近年の急激な人口減少や少子高齢化の進展に伴い、健康で快適な生活環境の実現や、財政面及び経済面における持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっていること等を背景に、平成26年に都市再生特別措置法の一部を改正し、都市全体の観点から、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を誘導するための施策や、公共交通の充実に関する施策等について明らかにし、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めることを目的とした立地適正化計画制度を創設した。</p> <p>このような中で、本市においては、人口減少・少子高齢化の進展などの社会環境の変化に対応し、市内各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市づくりを目指して、平成30年3月に「青森市立地適正化計画」を策定した。</p> <p>都市再生特別措置法第84条においては、概ね5年毎に現状調査・分析・評価を行うよう努めることとされていること及び、令和2年の同法改正により、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」が位置づけられたことを踏まえ、本市立地適正化計画について所要の改定を行うものである。</p>			
策定効果	<p>当該計画の実施により、都市づくりの課題の解決に向けた、より計画的かつ具体的な事業展開が見込まれる。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性に応じた計画的かつ効率的な土地利用の推進により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市づくりを進める必要がある。 ・ 防災の観点を取り入れた都市づくりを加速化させる必要がある。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な都市基盤の形成及び適正な土地利用の推進 ・ 都市の防災に関する機能の確保による居住や都市機能の誘導 			
スケジュール	<p>令和4年度 現状調査・分析・評価、防災指針に係る検討 令和5年度 基本方向・計画素案の作成 都市計画審議会の意見聴取、市民意見の反映等 「青森市立地適正化計画」策定完了（令和5年度末目標）</p>			
附属機関	設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
アンケート	実施時期	年 月	対象者数	人
関連部局				
その他	<p>「立地適正化計画」制度に関連する国の各種事業について、今後新たに国の支援を受ける場合や、これまで実施している事業についての支援の拡充を可能とするためには、「立地適正化計画」への位置づけが前提となる。</p>			

【参考】策定に要する経費・財源（※可能な範囲で記入）

経費	千円	《内訳》
特定財源	千円	《内訳》
一般財源	千円	